

令和2年第1回栗石町議会定例会

施政方針演述

栗石町

本日、ここに令和2年雫石町議会定例会3月会議が開催されるにあたり、令和2年度の町政運営の基本方針及び主要な施策につきまして、私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

令和2年度を迎えるにあたり、私が町長就任以来、1年半が経過するなかで、町政全般にわたり様々な課題と向き合いながら、現状の把握と課題解決に向けての取り組みを進めてまいりました。

本町を含め、全国的な人口減少、少子高齢化という社会情勢や各地に頻発する気象災害、国際情勢など、様々なリスクがあるなかで、先行きを見通すことが難しい時代でもありますが、地道に課題と向き合いながら、対応してまいりました。

令和2年度におきましては、新たな総合計画をスタートさせながら、ふるさと雫石の魅力を高め、安心して暮らしていくことができるよう、町民をはじめ多くの皆様のお力添えをいただき、次代を担う世代に確実に引き継いでいくことができるよう取り組んでまいり所存であります。

2 町の基本的な施策の方向

(雫石町総合計画の推進)

はじめに、町の基本的な施策の方向について申し述べます。

町の基本的な施策の方向の指針となる「第三次雫石町総合計画」につきましては、本議会に上程させていただきますが、今後8年間の施策の基本となる総合計画の基本構想を基軸としながら、長期展望のもとで、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

「第三次雫石町総合計画」では、まちの将来像を「みんながつくる 未来につなぐふるさとしずくいし」とし、教育、保健・医療・福祉、産業、環境、安全安心の5つを柱としながら、町民の誰もがまちづくりに参画する協働のまちづくりを進め、雫石の豊かな環境を守り、育てていくことができるよう、その基本となる方針を定めるとともに、令和5年度までの総合計画前期基本計画及び各分野における個別計画に基づき、諸施策を進めてまいります。

また、後ほど説明いたします、令和2年度からの「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を連動させながら、町の特色を活かしたまちづくりをスタートさせてまいります。

3 令和2年度予算

続きまして、令和2年度の予算について申し述べます。

令和2年度の予算につきましては、一般会計予算は、91億6千5百万円、前年対比2億円、2.1パーセントの減となっており、特別会計として7会計、地方公営企業会計として2会計と合わせた総額は、152億6千2百万円、前年対比2億4千4百万円、1.6パーセントの減としたものであります。

一般会計の歳入面では、自主財源の根幹である町税について収納確保対策に取り組む一方で、固定資産税等の減により、全体では前年対比約0.9パーセント減の21億3千7百万円を見込み、当町の歳入総額の37.1パーセントを占める地方交付税については、前年度と同程度の33億9千9百万円を見込んでおります。その他、普通建設事業の財源とする町債については、前年対比16.6パーセント減の約7億8千9百万円を見込むものであります。

歳出面では、義務的経費である、扶助費、公債費は、いずれも増加しており、人件費については、会計年度任用職員制度の導入に伴い増額となっている部分もありますが、総額としては、前年度と同程度となっております。一方、普通建設事業費については、計画的な年度間調整に努めたことから、大きく減少したものであります。

人口減少と少子高齢化、様々な環境の変化や課題に対応するため、限られた予算ではありますが、積極的に諸般の施策を推進しながらも、財政規律を遵守し、健全で持続可能な財政運営を進めてまいります。

4 令和2年度の重点事業と各分野における主要施策

次に、第三次雫石町総合計画をスタートさせる、令和2年度の重点事業と、各分野の主要施策の概要について申し述べます。

(教育分野)

第1は、「学びを通して生きがいを感じるまち」の取り組みであります。

教育分野における重点事業としましては、学力の向上に向けた、小学校及び中学校における全学年の学習調査を実施し、生徒個々の学力を伸ばす仕組みづくりを進めるとともに、本格始動となる英語活動等を充実するため、教員の指導力向上に取り組めます。

教育環境の整備では、安全安心な学校生活を送ることができる環境整備を進めるため、御明神小学校の大規模改修工事や、雫石小学校のトイレ改修実施設計、御所小学校の西側法面補修工事を行うとともに、国のGIGAスクール構想に基づくICT活用による教育推進に向けた環境整備に努めてまいります。

また、今年「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されますが、本町では「復興ありがとうホストタウン」の登録を受けており、関係団体と連携しながら、ドイツ連邦共和国の応援と交流の取り組みを推進するとともに、スポーツによる交流人口の拡大に取り組みます。

次に、主要施策としましては、学校給食において、自校方式の学校給食の強みを活かした地場食材の利用を進めるとともに、郷土の食文化や食糧生産などに対する関心や理解を深める取り組みを進めながら、安全安心な給食の提供を実施してまいります。

生涯スポーツについては、町民の誰もがスポーツに親しみながら健康の保持増進や体力向上を図り、安全で安心なスポーツ活動が行えるよう、町営体育館の設備改修による利用環境の整備を進めてまいります。

また、旧南畑小学校については、スポーツによる利活用を進めるとともに、施設改修内容の再検討を進め、鶯宿温泉スポーツエリア構想の基本理念に掲げるスポーツと地域振興のための拠点の形成に向けて取り組みを進めます。

教育分野につきましては、本町の将来を支える人材の育成という観点から、極めて重要な施策であるため、教育委員会と方向性を共有するとともに連携強化を図り、一体となって施策を展開してまいります。

(保健・医療・福祉分野)

第2は、「いきいきと ともに幸せを感じるまち」の取り組みであります。

保健・医療・福祉分野における重点事業としましては、安心して暮らせる医療体制を充実するため、住み慣れた地域や自宅で安心して医療サービスを受けられるよう、訪問診療並びに訪問看護ステーションとの連携強化による在宅医療体制を構築するほか、雫石診療所にCTを導入するなど診療体制を強化します。

また、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「雫石町地域包括ケアシステム行動計画」に基づき、多職種による支援体制の充実及び情報共有を図りながら保健・医療・福祉の連携強化に取り組むとともに、生涯を通じた健康づくりを推進します。

地域保健福祉については、みんなで支え合うまちづくりを目指すため、「第二次雫石町保健福祉計画」の見直しに取り組み、町民や団体及び地域などがそれぞれに役割を持ち、支え合いや助け合いによる地域社会づくりに取り組みます。

子育て支援については、安心して子育てできる環境の充実のため、健康センター内に子育てに関する業務を集約し、産後ケアや乳幼児、妊産婦健診の充実を図り、母子保健事業に取り組むとともに、配慮や支援が必要な要保護児童の早期発見や適切な保護を含め、関係機関との情報共有や相談対応等の連携強化により、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない総合的な支援体制の整備に取り組みます。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、地域型保育事業のうち小規模保育事業を行う事業者の支援を行い、町内における保育機能を強化し、待機児童の解消に取り組むとともに、七ツ森小学校敷地内に放課後児童クラブ施設を整備します。

次に、主要施策としましては、子育て期における保護者の負担軽減のため、小学生までを対象として実施しておりました医療費の「現物給付」を中学生まで拡大するほか、多世代にわたる町民の健康づくりの拠点である健康センターの駐車場を増設整備し、より多くの町民の方々が集いやすい診療環境を整えてまいります。

また、各種検診、予防接種の推進をはじめ、心と身体の健康づくりの普及啓発や実践活動に取り組み、人生百年時代における町民の健康寿命の延伸に努めてまいります。

(産業分野)

第3は、「産業を通じて豊かさを実感し笑顔で稼ぐまち」の取り組みであります。

産業分野における重点事業としましては、まず農業では、農業者の経営安定化及び農家所得向上を図るため、地域農業の中心経営体に対する支援や、担い手確保対策として、国、県の各種制度の活用とあわせて、町農業指導センターでの相談や、新規就農者への支援、農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携による、地域の担い手への農地集積を進めるほか、町の主要産業である水稲及び畜産の安定生産や園芸作物の生産拡大と品質確保に対する支援に取り組めます。

観光では、首都圏及び海外からの誘客を促進するため、広域連携による体験型観光の推進及びインバウンド受入環境を整備するとともに、観光情報発信の取り組みを強化します。また、鶯宿温泉活性化に向け、鶯宿温泉活性化検討委員会の設置など、地域一体となった観光客受入環境の整備を推進します。また、外国人観光客の誘客は本町の観光振興にとって重要であることから、岩手県がメインターゲット市場とする台湾をはじめ、日本への旅行意欲の高い地域を中心に、県や近隣市町との広域連携によるプロモーション事業を展開してまいります。

商工業では、地域経済の活性化や雇用の場を確保するため、県や県企業誘致推進委員会及び金融機関等との連携を強化し、企業データの収集や意向調査を行い、若年層にニーズの高いIT関連企業や本町の基幹産業である農林業を活かした食品関連企業など、幅広い業種の企業誘致支援の拡充を検討してまいります。また、町内中小企業者に対する経営基盤の安定強化を図るため、創業支援資金、経営改善資金、設備改善資金などの利子補給や保証料補給制度による、円滑な資金調達の支援に取り組むほか、中心商店街をはじめとする空き店舗の改装工事費などの一部を助成する「空き店舗活用事業」を継続実施し、意欲ある起業者の開業を支援してまいります。

次に、主要施策としましては、水田農業については、銀河のしずくの生産拡大と、あきたこまち等の生産エリアの棲み分けによる需要に応じた米生産を推進するとともに、経営所得安定対策による土地利用型作物や地域振興作物を中心とした転作作物

の生産を振興してまいります。

また、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度の活用による農地・農業用施設の維持や、生産性・作業効率向上に向けた小規模土地改良事業に取り組んでまいります。

さらに、町内産農畜産物の供給体制については、消費者の視点に立った販売促進と、6次産業化・地産地消戦略に基づき地域特性を活かした農畜産物資源の活用を推進してまいります。

畜産については、町・JA・生産部会の連携により、肉用牛の生産から流通消費まで一貫した産地づくりと、令和4年に開催される第12回全国和牛能力共進会への出品対策に取り組むほか、乳用牛振興対策については、若手酪農家らによる乳用牛の改良、乳量・乳質向上の意欲的な取り組みをJAと連携しながら継続して支援してまいります。

林業については、令和元年度から開始された新たな森林経営管理制度に対応するため、民有林の調査業務を実施してまいります。

農作物への鳥獣被害対策については、町内のイノシシによる被害拡大が懸念されるなかで、被害防止対策及び有害鳥獣捕獲実施者の確保・育成対策に取り組んでまいります。

観光については、令和2年度より新たに観光商工課内に都市交流推進室を配置し、教育旅行の新規開拓に加え、一般旅行客や外国人対象の体験型旅行の誘客活動、さらに体験と宿泊を分離した受入れ体制の整備にあわせて、県内外のスポーツ合宿等の誘致や、近隣市町との広域連携によるスケールメリットを活かしたPR活動の展開など、都市交流を積極的に推進してまいります。

また、設置から20年が経過する道の駅施設について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営を図るため、施設改修工事の設計を実施するほか、令和3年4月から6か月間にわたり開催される東北デスティネーションキャンペーンを見据えて、「第二次観光・交流活性化行動計画」の見直しを行うとともに、地域の多様な関係者による観光地域づくりを推進してまいります。

商業については、商業の振興と魅力あるまちづくりを推進するため、まちおこしセンターの指定管理者と連携したまちづくり事業を積極的に推進するほか、雇用促進については、ハローワーク等の関係機関と連携して、中高年、若年者、障害のある人など、幅広い層への求人情報の提供や相談、セミナー案内等の充実を図り、町民の就労を促進してまいります。

(環境分野)

第4は、「豊かで誇れる自然を守り育て子どもたちにつないでいくまち」の取り組みであります。

環境分野における重点事業としましては、エネルギー施策の指針となる「エネルギーマスタープラン」を策定し、地域経済の好循環につながる持続可能な地域内資源循環型社会の構築に向けて、自然環境や生活環境と調和のとれた再生可能エネルギーの促進を図るほか、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けて、良好な環境の保全と将来への継承を基調とした「第2期環境基本計画」の策定を行います。

また、自然環境への負荷軽減のため、「ごみを減らす」「再使用する」「リサイクルする」の3Rを基本とし、ごみの減量化に資する適正処理の周知を図るとともに、子ども会や地域の団体による集団資源回収への支援、古着や廃食油の拠点回収などの取り組みをさらに推進するほか、巡回パトロールによる監視と、関係機関との連携による不法投棄の撲滅に努めてまいります。

次に、主要施策としましては、地域で一定のエネルギーを賄う自立分散型エネルギー供給システムを検討するとともに、環境負荷の低減と循環型社会の形成に向け、町民が導入する家庭用蓄電池に対する支援を新たに実施し、町民の再生可能エネルギーの利用を促進します。また、ごみ処理については、盛岡広域8市町による県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、令和11年度からの稼働に向けた協議が進められており、各市町と連携を図りながら広域化に向けた取り組みを進めます。

(安全安心分野)

第5は、「みんながつながって安全に住めるまち」の取り組みであります。

安全安心分野における重点事業としましては、町民の安全を守るため、「第11次交通安全計画」を策定し、交通安全意識の高揚を図るとともに、学校通学路への防犯カメラの設置など、防犯交通安全対策と犯罪被害抑止に取り組みます。

また、防災及び減災に対応するため、浸水区域、土砂災害警戒地域等を網羅した防災マップを新たに作成し、危険個所などの周知を行うことで、地域防災体制の充実と強化を図るとともに、引き続きデジタル防災行政無線の整備を進め、危機管理体制の対応能力向上及び防災体制の機能向上を推進します。

加えて町土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「雫石町国土強靱化地域計画」を策定し、全国的に発生する様々な災害への対策と、減災に対応するインフラの整備又は長寿命化による適切な維持管理を推進し、「強靱な雫石町」をつくってまいります。

また、暮らしやすいまちづくりに向けて、居住、保健・医療・福祉、商業、公共交通等の様々な生活機能の誘導を考慮した、都市計画的な観点から持続可能なまちづくりを実現するためのマスタープランに位置付ける「立地適正化計画」を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方によるまちづくりを推進します。

次に、主要施策としましては、道路関連事業については、継続して実施している町道改良工事の進捗を図り早期の供用開始を目指すほか、これまでに寄せられた道路新設改良要望に対する整備スキームを策定し、将来の事業化に向けた態勢を整えます。

また、架け替えに向けた昇瀬橋の整備は、平成 27 年度に行った詳細設計から 5 年が経過することから、社会情勢や将来ニーズ予測の変化、コスト縮減の可能性を反映させた再設計を行い、改めて関係各所と協議及び県への事業要望を行い、早期の架け替えの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

汚水処理事業については、引き続き柘沢地区の公共下水道整備を進めるとともに、合併処理浄化槽など最適な汚水処理方法の普及を促進し、生活環境及び地域の水質の保全と公衆衛生の向上に努めます。

インフラの長寿命化については、道路、橋梁ともにこれまで策定した施設種別ごとの維持保全計画や長寿命化計画に基づいた改修等を進め、ストックの効率的な活用とトータルコストの縮減に努めます。

また、水道事業においても同様に老朽化が進み、将来にわたって健全な状態で施設を維持するためには計画的な修繕が必要であることから、水道事業に係る経営審議会を設立して中長期の水需要見通しや更新計画、財政計画等を総合的に検討し、次期「水道ビジョン」を策定します。

危機管理体制については、毎年全国各地で豪雨や台風などの自然災害が発生していることから、このような大規模災害を教訓として、各自主防災組織において「共助」の考え方に基づく実効性のある避難訓練、自主防災活動を支援するとともに、総合防災訓練を町消防団等関係機関と連携して実施し、地域防災力の向上に努めてまいります。

公共交通については、町民の生活を支える交通手段として、これまで重要な役割を果たしてまいりました「あねっこバス」は、時代の変化に合わせ、効率的かつ持続可能な運行体制の再構築に向けて、令和 2 年度は、生活交通に限らず町が目指すべき公共交通体制全体の指針となる「地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通網の整備充実を見据えながら各種施策を展開してまいります。

(町政運営全般)

最後に、総合計画を推進するための「町政運営全般」に係る取り組みについてであります。

「行財政運営の推進」につきましては、令和元年度において改訂した「行政改革大

綱（第5次改訂）」に基づく実施計画について、これまでの基本方針の取り組みにあわせて、令和2年度からの人事運営基本計画に基づいた職員の意識改革と人材育成の取り組みや、組織の内部リスクに対する管理体制強化を推進し、不断の行政改革に取り組んでまいります。

地域活動の支援では、「協働による地域づくりの推進」に向けて、地域づくり計画をもとに様々な団体や組織と協働しながら課題の解決を目指す「地域運営の仕組みづくり」に取り組み、各地区公民館について地域活動の拠点としての機能を高めていく取り組みを進めてまいります。

また、個々の行政区や地域コミュニティの枠を超えた連携により展開する地域活動に対する支援などを通じ、町民と町が互いの長所を活かし、役割を分担・連携・協力・補完し合える環境づくりを進めてまいります。

（雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進）

次に、総合計画と一体的に推進する雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきまして申し述べます。

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や、これまでの町の総合戦略の検証及び人口ビジョンの改定に基づき、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を新たに策定し、4つの基本目標である「いきいきと仕事のできるまちづくり」、「誰もが住みやすいまちづくり」、「安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり」、「特色ある地域づくりとみんなで支え合うまちづくり」を柱に、町の少子高齢化、人口減少問題に対応する施策を進めてまいります。

なお、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関連する令和2年度の施策にあたっては、人口減少下においても新しいまちづくりへ飛躍していくよう、次の「まち・ひと・しごと」の3つの分野ごとの重点事業に取り組んでまいりますので、その概要について申し上げます。

（まちづくり）

1つ目は、「まち」の重点事業、「ふるさとしずくいし」再生プロジェクトに対応する取り組みであります。

少子高齢化が進むなか、町の将来を担う子どもたちを地域ぐるみで大切に育てていくことは当町の最重要課題であることから、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者による教育振興運動を核としながら、社会総がかりでの教育の実現を図る「しずくいし版コミュニティスクール」への移行を進めるとともに、5つの小学校区において、子どもたちの学力向上及び健全育成を支援する公営塾である「寺子屋」や、保護者・子どもそれぞれのネットワークづくりを支援する場所となる「子ども食堂」などの事

業を通して、子どもたちの自己肯定感を育む「子育て」の支援と地域づくりを推進します。

また、本町唯一の高等学校である雫石高校が取り組んでいる「雫石高校将来ビジョン」の具体的な事業実施を支援するとともに、生徒が地域の企業などと雫石について学ぶキャリア支援プログラム「虹色コンパスキャリア教育支援」などの取り組みから、「自分で考え、行動することができる」人材を育成し、雫石高校の魅力づくりを進めてまいります。

(ひとづくり)

2つ目は、「ひと」の重点事業、「生涯^{けんこう}健幸」推進プロジェクトに対応する取り組みであります。

保健・医療分野においては、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」が、本町の死因の5割を占めており、その起因の一つであるメタボリックシンドロームの対策が課題となっています。

町民の健康寿命の延伸を図り、町民の健康づくりに対する支援を強化するため、あらためて町の健康課題や健康事業の可能性について調査・分析を行い、これまでの取り組みの検証をふまえ、これからの健康づくりの目標を明確化し、人生百年時代に対応した新たな「生涯健幸づくり」の具体的な取り組みを構築していくとともに、健康づくり教室の開催、通いの場における普及啓発及び健康相談の実施、食生活改善の指導などの取り組みを進めてまいります。

(しごとづくり)

3つ目は、「しごと」の重点事業、「稼ぐチカラ」強化プロジェクトに対応する取り組みであります。

産業分野においては、農業従事者の高齢化並びに後継者不足、観光レクリエーション客入込数の減少、商店街における後継者不足と店舗数の減少などが課題として挙げられます。

このような状況のなか、農林業・観光業・商工業がこれまで以上に連携を深め、それぞれの「強み」と「弱み」を補完する一体的な取り組みを推進することでさらなる飛躍へとつながることから、農林業、観光業、商工業の産業間の連携強化と一体的な取り組みを推進し、町内総生産及び町民所得額の向上を目指すため、それらを実行していくための「産業振興戦略」の構築に向けて、町内産業全般における現状分析や課題の整理、市場調査及び事業化の調査検討を進めてまいります。

(シティプロモーション)

最後に、「虹の似合うまち 雫石町」シティプロモーションに対応する取り組みであります。

町の人口が減少を続ける状況下において、町の魅力をPRするためのシティプロモーションを推進し、U・I・Jターンによる人口の流入拡大や、多様な形で地域に関わり、地域の担い手として期待される人材のすそ野を拡大することが重要となります。

「まち」「ひと」「しごと」の3つの分野の一体的な取り組みとあわせて、ブランドメッセージ「虹の似合うまち雫石町」と、そのブランドロゴを活用することで町の魅力的な取り組みを全国にPRし、新たな人口の流入と積極的にまちづくりに参画する住民及び新たな関係人口を創出しながら、将来の地域の担い手を育てる取り組みを推進してまいります。

5 むすび

以上、令和2年度における町政運営の基本方針及び予算並びに主要施策につきまして、ご説明申し上げました。

むすびになりますが、令和2年度における大きなイベントとしまして、7月から開幕する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が挙げられます。オリンピックの聖火リレーは、県内では6月17日に本町の雫石中学校からスタートし、県内各地に聖火が引き継がれていきます。

新たな令和の時代を駆ける聖火リレーのごとく、本町の様々な魅力を県内は元より全国、そして世界に広め、五輪の輪のように、町民、行政、関係機関、団体、民間などとの連携を強化しながら、ふるさとしずくいしを次の世代に繋いでいくことができるよう、町政推進の先頭に立って取り組んでまいり所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の令和2年度の施政方針といたします。